居住地外施設の利用(広域利用)について

1 広域利用とは

里帰り出産や保護者の勤務地の都合などの理由により、居住地以外の自治体の認可保育施設等を利用することを広域利用と言います。居住自治体から保育の必要性について認定を受けた状態で、保育施設等に通うことになります。

なお、自治体によっては広域利用を行っていない場合があります。

2 対象者

大村市で保育の必要性の認定を受け、次のいずれかの理由で大村市外の保育施設を希望する児童

- ・勤務地又は通勤経路上にある保育施設の利用を希望
- ・里帰り出産により、児童の祖父母等が居住する自治体にある保育施設の利用を希望
- ・その他の理由により各自治体が利用を認める場合

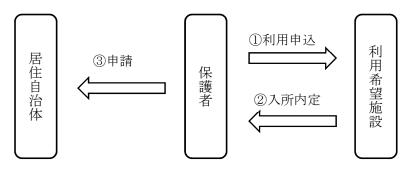
※市外から大村市への広域利用を希望する場合、大村市が定める広域利用を認める理由(原則、上記のとおり)に該当する必要があります。

3 申請について

(1)私立幼稚園・認定こども園短時間部の利用(1号認定)

[大村市民] 利用希望施設に申込み、入所が可能な場合は大村市へ申請書類(大村市様式)を提出 [大村市外住民] 利用希望施設に申込み、入所が可能な場合は居住自治体へ申請書類(居住自治体様式)を提出

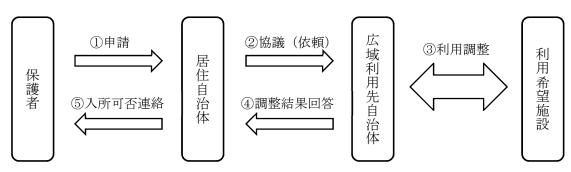
【広域利用の流れ(私立幼稚園・認定こども園短時間部(1号認定))】



(2) 私立保育園・認定こども園長時間部・地域型保育事業の利用(2号・3号認定)

[大村市民] 大村市へ申請書類(大村市様式)を提出し、大村市から広域利用希望先自治体へ協議 [大村市外住民] 居住自治体へ申請書類(居住自治体様式)を提出し、居住自治体から大村市へ協議

【広域利用の流れ(私立保育園・認定こども園長時間部・地域型保育事業(2・3号認定))】



(3)申請期限

- (1) 私立幼稚園・認定こども園短時間部の利用 (1号認定) の場合 入所内定後、速やかに提出(遅くとも入所希望日7日程度前まで)
- (2) 私立保育園・認定こども園長時間部の利用(2号・3号認定)の場合

〔大村市民〕広域利用先自治体が定める期限の半月前まで※期間に余裕を持ってお申込ください。 〔大村市外住民〕入所希望月の前月5日まで(協議書到着分)※5日が土・日・祝の場合翌平日まで

4 留意事項

- ・大村市では公立園への広域利用は現在お受けできません。在園児童の場合であっても原則として退所していただくことになります。
- ・大村市では市内施設の利用は市民を優先する方針としており、施設への入所は利用調整上、市民>広域利用希望者としております。
- ・大村市における入所手続については、別紙「保育所等への入所手続のしおり」をご確認ください。
- ・入所希望日より前に大村市へ転入予定の場合、大村市に直接お申込みください。その際は利用調整において市民同様(転入予定者)として調整を行います。※転入が入所日より後になる場合は広域入所の扱いとなります。
- ・大村市民が広域利用を申請し入所できなかった場合、その申請は結果連絡以降、無効(取下げ)となります。その後も継続して広域利用を希望する場合は、その都度申請が必要です。
- ・市外から大村市へ転入してきた方(転入予定を含む)で、転入前に入園していた保育施設を継続して利用 を希望する場合、転出元の自治体で退所の手続を行い、改めて大村市に申請が必要です。

入所に関するお問合せは、大村市こどもセンターまで 〒856-0832 大村市本町 413-2

TEL:0957-54-9100 FAX:0957-54-9174

開庁日:月曜日〜金曜日(祝日除く) 開庁時間:8時30分〜17時15分

